福島県地域医療復興事業補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　県は、避難地域等医療復興計画に定める事業（以下、「事業」という。）を実施するため、別表１、別表２、別表３及び別表４に掲げる事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助の対象及び補助額等）

第２条　補助金は、別表１、別表２、別表３及び別表４に掲げる事業を補助事業者が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は、以下のとおりとする。

(1) 別表１に掲げる事業については、同表に定める補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 別表２に掲げる事業については、同表に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 別表３に掲げる事業については、同表に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたものと、同表に定める上限額とを比較して少ない方の額を対象として、予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 別表４に掲げる事業については、同表に定める補助基準額に補助率を乗じたものとし、同表に定める上限額とを比較して少ない方の額を対象として、予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

２　事業の補助対象期間は、申請する日の属する年度の４月１日からとする。ただし、以下の事業を除く。

(1)　別表１　近隣地域医療提供体制整備事業のうち、補助対象経費１(1)、2 及び 3

(2)　別表２　警戒区域等医療施設再開支援事業のうち、補助対象経費Ⅰ１、Ⅱ１(1)及びⅢ

(3) 別表２　双葉地域中核的医療体制確保事業のうち、補助対象経費１

（申請書の様式及び交付決定の通知等）

第３条　規則第４条第１項の申請書は、福島県地域医療復興事業補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

２　規則第４条第２項第２号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 所要額調書（第２号様式）

(2) 所要額明細書（第３号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

３　申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、１部とする。

４　県は、補助金等の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

５　前条第２項ただし書きの事業については、事業の着手は原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金交付の内示後であって、やむを得ない理由により交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、次の条件を承諾の上、あらかじめ福島県地域医療復興事業補助金事前着手届（第１３号様式）を知事に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと。

(2) 届出に係る事業について、事業内容及び実施金額いずれも交付の決定を保証するものではないため、交付決定がされなかった場合は、事業実施主体の責任において事業を完結させること。

(3) 諸般の事情から補助金の交付がされない、又は補助金交付申請（予定）額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。

(4) 届出事業以外の交付決定前着手事業については、補助金の対象としないこと。

(5) 交付決定を受けるまでの間に実施した事業に損失が生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が全額負担すること。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第４条　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

２　補助事業者は、規則第１３条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第５条　規則第６条第１項第１号の別に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業の補助

対象経費区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更も伴わないもので、かつ補助対象経費の２割以内の増減とする。

（変更の承認の申請）

第６条　規則第６条第１項第１号又は第２号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県地域医療復興事業変更（中止・廃止）承認申請書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第７条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日とする。

（概算払）

第８条　知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

２　前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、福島県地域医療復興事業補助金概算払請求書（第５号様式）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第９条　補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県地域医療復興事業完了報告書（第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県地域医療復興事業実績報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の４月１５日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 所要額精算書（第８号様式）

(2) 実績額明細書（第９号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の請求）

第１１条　補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、福島県地域医療復興事業補助金交付請求書（第１０号様式）を知事に提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２条　補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合（確定した額が０円の場合を含む。）には、その金額（第４条第２項の規定により減額した事業主体については、

その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、福島県地域医療復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第１１号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（財産の処分の制限）

第１３条　規則第１８条第１項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

２　規則第１８条第１項第２号及び第３号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は３０万円以上）の機械、器具、その他の備品とする。

３　補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

４　補助事業者は、規則第１８条第１項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第１２号様式）を知事に提出しなければならない。知事は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に準拠し承認手続を行うこととし、補助事業者が承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（一括下請けの禁止）

第１４条　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（会計帳簿等の整備等）

第１５条　補助金の交付を受けた補助事業者が地方公共団体である場合には、補助事業者は事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

２　補助金の交付を受けた補助事業者が地方公共団体以外の場合には、補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月２７日から施行し、平成２４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年３月４日から施行し、改正後の要綱の規定は平成２４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年７月１７日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年８月２３日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年１月２０日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年３月１０日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年１２月１０日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年３月１０日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２７年１０月２９日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２７

年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年７月６日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２８年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月１２日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２８年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年１月３１日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２８年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年９月４日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２９年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月２７日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成２９年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年７月３１日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成３０年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成３１年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和２年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和３年度分の

補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年９月１４日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和３年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和４年１０月１８日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和４年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年８月２３日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和５年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年５月２８日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年９月２７日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和６年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和７年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年９月１１日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和７年度分の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１６日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和８年度分の補助金から適用する。